

(様式 1-3)

南相馬市 帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 6 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	14	事業名	農山村地域復興基盤総合整備事業 (営農再開支援水利施設等保全事業) 南相馬地区	事業番号	(5)-40-1
交付団体	南相馬市		事業実施主体 (直接/間接)	南相馬市 (直接)	
総交付対象事業費	(509,230) 610,255 (千円)		全体事業費	(509,230) 610,255 (千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>市が管理する排水機場等の基幹的土地改良施設は、農業生産活動の根幹を成す基幹的インフラである。これらの基幹的土地改良施設は、避難指示区域全域に存在し、震災以前は市及び受益者が経費を負担して運転・補修を行い、地域農業の発展を支えてきた。これら施設については、原子力災害に伴う受益者・管理者の避難や営農活動制限の影響を受け、その費用負担や管理体制が維持できず、施設機能の保全が困難となっている。</p> <p>これらの施設は地域の基幹的施設で、地域営農の再開を果たす上で不可欠な施設であることから、この機能を維持していく必要がある。</p> <p>本事業を導入することにより、基幹的インフラとしての機能を維持し、被災農家を含めた地域住民の帰還促進と営農再開を図っていく必要がある。</p>					
事業概要					
<p>農業用排水施設等を保全するために必要な点検、見回り、除草、清掃及び管理運転等の保安全管理や、農業用排水施設等の利用再開のために必要となる試運転、機能診断、補修・補強等を行う。</p> <p>【南相馬市第三次総合計画 前期基本計画 政策の柱 4 産業・仕事づくり・移住定住】 P 84 基本施策 7 農林水産業 施策 2 1 担い手の確保・育成と効率的な生産基盤の整備 主な取組 営農再開への支援</p>					
当面の事業概要					
<p><令和 5 年度></p> <p>概要： 1 農業用排水施設等の保安全管理 一式 (12 施設) 2 農業用排水施設等の試運転、補修等 一式 (12 施設)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 湛水防除施設 (排水機場)・・・9 箇所 (金沢、泉、前向、小浜、太田、谷地、小高、塚原第二、福浦南部)・ 海岸保全施設 (樋門)・・・3 箇所 (金沢、雫、渋佐) <p><令和 6 年度以降></p> <p>概要： 1 農業用排水施設等の保安全管理 一式 (10 施設) 2 農業用排水施設等の試運転、補修等 一式 (10 施設)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 湛水防除施設 (排水機場)・・・9 箇所 (金沢、泉、前向、小浜、太田、谷地、小高、塚原第二、福浦南部)・ 海岸保全施設 (樋門)・・・1 箇所 (金沢)					

地域の帰還・移住等環境整備との関係	
避難指示区域であった本地区における営農再開の加速化には、排水機場等の防災施設の機能維持が不可欠であることから、再生加速化の目標達成に向け、農業用排水施設等の保全管理並びに試運転、補修等を行う必要がある。	
関連する事業の概要	
南相馬地区直轄特定災害復旧事業…小浜、谷地、塚原第二、福浦南部排水機場 県営災害復旧事業 …金沢、泉、前向、小高排水機場 金沢、雫、渋佐樋門 県営農山村地域復興基盤総合整備事業 …太田排水機場	

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

南相馬市 帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和6年1月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	47	事業名	農山村地域復興基盤総合整備事業 営農再開支援水利施設等保全事業（南相馬小高地区）	事業番号	(5)-40-7
交付団体	南相馬市		事業実施主体（直接/間接）	南相馬市（直接）	
総交付対象事業費	(157,288) (千円) 183,284 (千円)		全体事業費	(157,288) (千円) 183,284 (千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
大震災以前は、地域農業者を中心に農業用施設並びに農用地の保安全管理が適切に行われてきたが、原子力災害による5年以上の避難により、農業用施設を管理する地域農業者が減少し従前のように適切な維持管理ができず施設の劣化、機能低下が進んでいる。 このため、本事業を導入して農業用水利施設等の保安全管理を進めることにより、速やかに営農再開が実現できる状況を構築し、今後営農再開が見込まれる地域農業者の営農再開意欲の向上と住民の帰還促進、地域農業の再建を図る。					
事業概要					
(1) 事業の概要					
本事業の対象となる小高区は、平成23年3月1日発災の東日本大震災による福島第一原子力発電所事故による影響により5年以上の長きにわたり避難指示区域となっていたため、農地等の適正な管理ができなかった地区である。当該地区では雑草の繁茂など農地や水利施設等の周辺が荒廃している状況となっているため、農業用水利施設等の保全を行うことにより、営農を再開できる環境を整備する。					
(2) 事業量					
農業用水利施設等の保全					
1) 農道 N=178路線					
2) 農業用排水施設等（頭首工・揚水機場） N=93地区 (ため池) N=92地区					
(3) 市町村計画等					
【南相馬市 第三次総合計画】					
政策の柱4 産業・しごとづくり・移住定住 7. 農林水産業 施策21 担い手の確保・育成と効率的な産業基盤の整備					
当面の事業概要					
<令和6年度>					
・農業用水利施設等の保全					
1) 農道 N=144路線					
2) 農業用排水施設等（頭首工・揚水機場） N=77地区 (ため池) N=90地区					
<令和7年度以降>					
継続して実施予定					
地域の帰還・移住等環境整備との関係					
農用地や農業用施設の保安全管理は、大震災前まで地域農業者が中心となって適切に行われてきたが、原子力災害による地域農業者の5年以上にわたる避難により、震災前のように適切な維持管理ができない状況が続いている。 避難した地域農業者が避難指示の解除された小高区に帰還する環境を確保するためには、生業の確保が不可欠であり、農業は震災前から小高地域における主要な生業である。農用地や農業用施設の適切な管理によって、					

営農再開が可能な状態を確保し、地域農業者の営農再開意欲の向上と住民の帰還促進、地域農業の再興に繋げる。
関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

南相馬市 帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 6 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	55	事業名	鹿島北部地区農業集落排水事業（基金型）	事業番号	(5)-40-12
交付団体	南相馬市	事業実施主体（直接/間接）	南相馬市（直接）		
総交付対象事業費	(403,942) 403,942（千円）	全体事業費	(403,942) 290,894（千円）		
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>農業集落排水施設整備前の本地区は、系統的な排水路が整備されていないため、生活系の排水は直接、間接的に農業用水路に入り込み、水路に停滞した汚水は悪臭や害虫の発生源ともなり、農業被害をもたらす要因ともなっていました。農業集落排水施設が整備されてからは、地区の営農用水を含む水環境は改善されましたが、この改善された営農環境を維持するためには施設の適切な更新による機能の保持が求められます。さらに地区内の一部では農業用水の有効利用のために、一度利用した農業用水（排水）をため池にポンプアップし反復利用しており、ほかの地区にも増して用水の水質保持が求められています。</p> <p>しかしながら原発事故の影響による地域農業者の減少により施設の更新作業が困難となったため、施設の機能が低下し、生産意欲の低下が起きています。</p> <p>よって本事業により機能低下した農業集落排水施設の機能を回復することで、良質で安定した用水環境を確保し、生産意欲の回復を図る。また、地域内のサービスエリア活用施設（セデツテかしま）において安全、安心な農産品を全国に向けて販売することで風評被害の払しょくにつなげる。</p> <p>このことよって、地域の営農再開及び避難指示解除準備区域を含む全市の生産農家の意欲の向上を促すことで、市全体の農業復興、帰還の加速化を図る。</p>					
事業概要					
<p>農業集落排水施設の管路調査を実施し、漏水管路の内面を塗装するほか、処理施設の更新工事を実施して農業集落排水施設の機能回復を図る。</p> <p>【南相馬市復興総合計画 基本指針 4 環境にやさしく、快適に暮らせるまちづくり】 P 1 1 1 基本施策(3) インフラ整備の推進 施策③ 下水道の整備の推進</p> <p>【復興総合計画 基本指針 1 地域の特性を見つめなおし、産業と交流がさかんなまちづくり】 P 5 6 基本施策(2) 農林水産業の再興 施策① 農業の再生と振興</p> <p>【事業間流用 令和 6 年 1 月 1 0 日 第 46 回申請】 工事費に係る入札請差が生じたことから、113,048 千円を本工事費より減額し、(5)-40-27 農地防災事業（小高区ため池）（基金型）へ事業間流用する。 流用先：(5)-40-27 農地防災事業（小高区ため池）（基金型） 流用額：113,048 千円（国費：84,786 千円）【本工事費】 流用後交付対象事業費：290,894 千円（国費：218,170 千円）</p>					
当面の事業概要					
<p><平成 27・28 年度実績（単年度型）></p> <p>管路調査 8,400m マンホール調査 250 箇所 公共樹調査 210 箇所、処理場施設調査（土木・建築・機械・電気設備）一式</p>					

污水管更生等実施設計 一式、処理施設等更新実施設計 一式

<平成29年度以降>

概要 : 処理施設等更新工事 N = 1 箇所、管路施設更生・部分補修工事 L = 2, 200m
公共樹改修工事 N = 187 箇所
管路施設 (マンホール・マンホール蓋) 改修工事 N = 166 箇所
費用 : 403,942 千円

地域の帰還・移住等環境整備との関係

農業集落排水施設の機能回復を行い、良質で安定した用水環境を確保することで、原発事故により低下した営農意欲の回復、風評被害の払しょくを図り、営農再開に向けての環境整備を行う。これにより避難者の帰還環境を整えるとともに、営農再開によって地区全体の農業振興並びに地域再生の加速につなげる。

関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--

(様式 1-3)

南相馬市 帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 6 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	57	事業名	小高江用水路復興整備実施計画策定事業（基金型）	事業番号	(5)-40-13
交付団体	南相馬市		事業実施主体（直接/間接）	南相馬市（直接）	
総交付対象事業費	(93,149) 93,149（千円）		全体事業費	(93,149) 87,082（千円）	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>南相馬市小高区は、震災以前の水稲作付面積が約 1,230ha であったが、震災後は避難指示区域に指定されたため、平成 23 年度～平成 26 年度は試験田作付けを除いて作付け中止の状況にあった。平成 27 年度からは作付け再開準備区域となり実証栽培が行われ、平成 29 年度からは全量生産出荷管理区域となり、小高区全域の作付制限はなくなった。しかし、地域農業者の帰還が未だに進まず平成 29 年度の水稲作付予定面積は、約 21ha にとどまっている。</p> <p>震災以前は、地域農業者を中心に農地及び農業用施設の維持管理は適切に行われていたが、原子力災害による長期にわたる避難の影響によって、維持管理を担う地域農業者が激減し震災以前のような適切な管理ができず、施設の劣化や機能低下が進んでいるため、営農機能の改善を必要としている。</p> <p>また、小高江用水路は開水路であるために背後山地からの流水があり、地域の排水路機能も兼ね備えている。施設の劣化や損傷による機能低下を放置すれば、出水時において十分な排水機能を果たすことができず、周辺の農用地、人家等に被害を与える恐れがあるため、防災面からも改善を必要としている。</p> <p>小高区川房地区及び金谷地区の農地約 67ha を受益地とする基幹的な用水路「小高江用水路」の改修を行い、地域の営農環境及び防災機能の改善を図ることで、地域農業者の営農再開意欲の向上、避難者の早期帰還の促進、ひいては農山村地域復興の加速化を図る。</p>					
事業概要					
小高江用水路の改修計画策定					
測量調査及び改修計画の策定 L=3.62km (測量、調査、改修計画策定等)					
主要工事計画					
用水路改修工事（開水路、トンネル、分土工、サイホン、水路橋等）					
(予定事業名) 農山村地域復興基盤総合整備事業-農地防災事業-ため池等整備事業					
(受益面積) 67ha					
【南相馬市復興総合計画 基本指針 1 地域の特性を見つめなおし、産業と交流がさかんなまちづくり】 P56					
基本施策(2) 農林水産業の再興 施策① 農業の再生と復興					
【事業間流用 令和 6 年 1 月 10 日 第 46 回申請】					
設計費に係る入札請差が生じたことから、6,067 千円を設計費より減額し、(5)-40-27 農地防災事業（小高区ため池）（基金型）へ事業間流用する。					
流用先：(5)-40-27 農地防災事業（小高区ため池）（基金型）					
流用額：6,067 千円（国費：6,067 千円）【設計費】					
流用後交付対象事業費：87,082 千円（国費：87,082 千円）					

当面の事業概要	
<p><平成29～30年度></p> <p>事業内容</p> <p>測量調査及び改修計画の策定 L = 3.62 km</p> <p>(測量、調査、改修計画策定等)</p>	
地域の帰還・移住等環境整備との関係	
<p>「小高江用水路」の水源施設である大柿ダム及び請戸左岸幹線用水路等は、国直轄事業により施設の復旧が完了し、平成29年度から通水可能な状況となっているが、接続する「小高江用水路」は施設の劣化が著しく、下流の受益地に十分な用水が供給できない状況となっている。</p> <p>「小高江用水路」は、主に土水路であるため、水路法面の崩落や水路内に土砂が多く堆積しているほか、重要施設であるトンネル、分土工、サイホン、水路橋等は、施設の劣化が著しく、施設の健全性が損なわれている。</p> <p>施設の維持管理を担う地域農業者が激減している現状の中で、老朽化・機能不全に陥った農業用施設を利用するの営農活動は極めて難しく、地域に帰還し営農再開に向けて努力する地域農業者の意欲を低下させかねない。また、施設の劣化や損傷による機能低下を放置すれば、農業用施設としての健全性を大きく損ねるとともに、地域の防災機能も果たすことができず、今後、帰還を検討している地域住民に対してマイナスイメージを与えかねない。</p> <p>よって、本事業の実施により、この地区の基幹的な用水路である「小高江用水路」の全線的な改修を行い、地域の営農環境及び防災機能の改善を図ることで、地域農業者の営農再開意欲の向上、避難者の早期帰還の促進、ひいては農山村地域復興の加速化を図る。</p>	
関連する事業の概要	
<p>※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。</p>	
関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	
<p></p>	

(様式 1-3)

南相馬市 帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和6年1月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	63	事業名	有害鳥獣焼却施設整備事業 (基金型)	事業番号	(5)-41-1
交付団体	南相馬市	事業実施主体 (直接/間接)	直接		
総交付対象事業費	(371,520 (千円)) 371,520 (千円)	全体事業費	(371,520 (千円)) 361,800 (千円)		
帰還・移住等環境整備に関する目標					
原発事故による住民の避難等により、イノシシなど有害鳥獣の個体数増加や生息域拡大によって、農作物被害が深刻になっている。有害鳥獣焼却施設を整備して市内農業の再開・再生にとって喫緊の課題となっている有害鳥獣の農業被害を軽減する。このことにより、生業としての農業再生・復興を促進し、避難している地域農業者の帰還及び地域農業の再生加速化を図る。					
事業概要					
有害鳥獣焼却施設の整備					
予定位置 南相馬市原町区小沢地内					
施設規模 鉄骨平屋建 1棟 S=392.69㎡					
施設概要 焼却炉 2基					
処理能力 1,500頭/年					
排気方式 強制排気方式					
集塵装置 バグフィルター方式					
【南相馬市復興総合計画 基本指針1 地域の特性を見つめなおし、産業と交流がさかんなまちづくり】 P57					
基本施策 (2) 農林水産業の振興 施策① 農業の再生と振興					
施策の展開5 有害鳥獣対策の推進					
【事業間流用 令和6年1月10日 第46回申請】					
工事費に係る入札請差が生じたことから、9,720千円を本工事費より減額し、(5)-40-27 農地防災事業 (小高区ため池) (基金型) へ事業間流用する。					
流用先: (5)-40-27 農地防災事業 (小高区ため池) (基金型)					
流用額: 9,720千円 (国費: 7,290千円) 【本工事費】					
流用後交付対象事業費: 361,800千円 (国費: 271,350千円)					
当面の事業概要					
<平成29~30年度>					
有害鳥獣施設建設工事					
地域の帰還・移住等環境整備との関係					
東日本大震災に伴って発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故による避難指示等は、帰還困難区域を除き平成28年7月12日に解除された。解除から1年が経過した平成29年7月12日現在の避難指示区域等への帰還人口は2,406人で、25%弱の地区住民が生まれ育った故郷に帰還している。					
ただ、平成28年度の水稲作付面積は約1,800haと震災前の35%に止まっている。農作物の風評					

被害も農業再開を妨げる大きな要因となっているが、住民避難の間に個体数が増加し、生息範囲も拡大した有害鳥獣による農作物の被害も農業再開を妨げる要因の一つとなっている。

このことから、有害鳥獣の焼却施設を整備することにより有害鳥獣被害防止対策を強化し、農作物等への被害軽減を図ることによって、地域農業者の営農意欲向上を図り意欲ある営農者を確保、育成するとともに、避難している農業者の帰還に向けた環境を整備する。

関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--

(様式 1-3)

南相馬市 帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 6 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	67	事業名	営農再開支援水利施設等保全事業(小高区農業施設)(基金型)	事業番号	(5)-40-17												
交付団体	南相馬市		事業実施主体(直接/間接)	南相馬市(直接)													
総交付対象事業費	(513,851) 513,851(千円)		全体事業費	(513,851) 460,677(千円)													
帰還・移住等環境整備に関する目標																	
<p>南相馬市小高区は、震災以前の水稻作付面積が約 1,230ha であったが、震災後は避難指示区域に指定されたため、平成 23 年度～平成 26 年度は試験田を除いて作付け中止の状況にあった。平成 27 年度からは作付け再開準備区域となり実証栽培が行われ、平成 29 年度からは全量生産出荷管理区域となり、小高区全域の作付制限はなくなった。しかし、地域農業者の帰還が未だに進まず平成 30 年度の水稲作付予定面積は、約 60ha にとどまっている。</p> <p>震災以前は、地域農業者を中心に農業用施設の維持管理は適切に行われていたが、原子力災害による長期にわたる避難の影響によって、維持管理を担う地域農業者が減少し震災以前のような適切な管理ができず、施設の劣化や機能低下が進んでいる。</p> <p>このため、本事業を導入して農業用施設の補修を進めることにより、速やかに営農再開が実現できる状況を構築し、今後営農再開が見込まれる地域農業者の営農再開意欲の向上と住民の帰還促進を図り、地域農業の再建を図る。</p>																	
事業概要																	
<p>(1) 事業の概要 農業用施設の利用再開のための補修を行い、営農を再開できる環境を整備する。</p> <p>(2) 事業量(平成 30～32 年度) 14 箇所 513,851(千円) 農業用施設の補修</p> <table><tr><td>1) 頭首工修繕工事</td><td>3 箇所</td><td>2) 用排水路修繕工事</td><td>6 路線</td></tr><tr><td>3) サイフォン修繕工事</td><td>1 箇所</td><td>4) ゲート修繕工事</td><td>2 箇所</td></tr><tr><td>5) 取水設備修繕工事</td><td>2 箇所</td><td></td><td></td></tr></table>						1) 頭首工修繕工事	3 箇所	2) 用排水路修繕工事	6 路線	3) サイフォン修繕工事	1 箇所	4) ゲート修繕工事	2 箇所	5) 取水設備修繕工事	2 箇所		
1) 頭首工修繕工事	3 箇所	2) 用排水路修繕工事	6 路線														
3) サイフォン修繕工事	1 箇所	4) ゲート修繕工事	2 箇所														
5) 取水設備修繕工事	2 箇所																
<p>【南相馬市復興総合計画 基本指針 1 地域の特性を見つめなおし、産業と交流がさかんなまちづくり】 P 5 6 基本施策(2) 農林水産業の再興 施策① 農業の再生と復興</p>																	
<p>【事業間流用 令和 6 年 1 月 10 日 第 46 回申請】 工事費に係る入札請差が生じたことから、53,174 千円を本工事費より減額し、(5)-40-27 農地防災事業(小高区ため池)(基金型)へ事業間流用する。</p> <p>流用先:(5)-40-27 農地防災事業(小高区ため池)(基金型) 流用額:53,174 千円(国費:53,174 千円)【本工事費】 流用後交付対象事業費:460,677 千円(国費:460,677 千円)</p>																	
当面の事業概要																	
<平成 30～31 年度まで>																	

農業用施設9箇所を発注済（平成30年度）（368,028千円）

頭首工修繕工事：2箇所、用排水路修繕工事：3路線、サイフォン修繕工事：1箇所
ゲート修繕工事：2箇所、取水設備修繕工事：1箇所

<平成31～32年度まで>

農業用施設5箇所の発注予定（平成31年度）（145,823千円）

頭首工修繕工事：1箇所、用排水路修繕工事：3路線 取水設備修繕工事：1箇所

地域の帰還環境整備との関係

小高区内の営農再開促進・農業復興の加速化には、地域営農にとって重要な農業用施設である頭首工、用水路及び排水路等の機能回復が必要であり、当該事業を実施することにより、今後営農再開が見込まれる地域農業者の営農再開意欲の向上、住民の帰還促進及び地域農業を再建し、農業復興の加速化に結びつけるものである。

関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

南相馬市 帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 6 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	77	事業名	営農再開支援水利施設等保全事業(南相馬地区)(ため池等保全)(基金型)	事業番号	(5)-40-20
交付団体	南相馬市	事業実施主体(直接/間接)	南相馬市(直接)		
総交付対象事業費	(316,618) 316,618(千円)	全体事業費	(316,618) 308,767(千円)		
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>南相馬市のため池については、福島第一原子力発電所の事故による災害以前は、非かんがい期にため池を干しあげ、堆積した土砂を除去するなどの利水管理を行ってきたものの、同災害後は、堆積土に放射性物質が含まれている恐れがあったため、土砂上げができず、利水管理が困難な状態が続いている。</p> <p>ため池の放射性物質対策に係る基礎調査が概ね終了し、対策が必要なため池と不要のため池が判別できたことを受け、土砂上げ等の適切な維持管理ができなかった状況を改善するための保全対策を実施する。実施に際しては、放射性物質対策を実施しないため池を先行して実施し、放射性物質対策を実施するめ池については、放射性物質対策がため池の利水機能を完全に回復するまでに至らないことから放射性物質対策と併せて実施する。</p> <p>本事業により農業水利施設としての機能の保全・回復を図り、市全体で生業としての農業復興に向けた営農再開を促すことにより、避難地域の被災農家を含めた地域住民の帰還促進と営農再開を図っていく。</p>					
事業概要					
ため池の維持修繕工事(ため池堆積土砂の除去及び修繕) ため池維持修繕 29箇所 【南相馬市復興総合計画基本計画】政策の柱 3 産業・仕事づくり 基本施策 7 農林水産業 施策 19 農業生産基盤と農村環境の整備 主な取組 営農再開への支援 P 4 9 【事業間流用 令和6年1月10日 第46回申請】 工事費に係る入札請差が生じたことから、7,851千円を本工事費より減額し、(5)-40-27 農地防災事業(小高区ため池)(基金型)へ事業間流用する。 流用先:(5)-40-27 農地防災事業(小高区ため池)(基金型) 流用額:7,851千円(国費:7,851千円)【本工事費】 流用後交付対象事業費:308,767千円(国費:308,767千円)					
当面の事業概要					
<平成30年度~令和2年度> ○維持修繕工事(土砂上げ等) ため池29箇所の維持修繕工事(土砂上げ等)の実施(鹿島区1、原町区13、小高区15) <令和元年度まで> ため池19か所の維持修繕工事(土砂上げ等)の実施(鹿島区1、原町区10、小高区8) <令和2年度> ○維持修繕工事(土砂上げ等) ため池10箇所の維持修繕工事(土砂上げ等)の実施(原町区3、小高区7)					

地域の帰還・移住等環境整備との関係

市内の営農再開促進・農業復興の加速化には、地域営農にとって重要な水源施設であるため池の機能保全が不可欠である。本事業導入によって、原子力災害による放射性物質の影響により堆積土砂の除去等適切な利水管理ができなかったため池の機能を回復・保全する。

このことによって、営農再開に向けた条件を整え、市全体の農業復興を促すことで地域の再生加速化を図る。

関連する事業の概要

農山村地域復興基盤総合整備事業（営農再開支援水利施設等保全事業） … 南相馬地区

農山村地域復興基盤総合整備事業（農業水利施設等保全再生事業） … 南相馬地区

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--

(様式 1-3)

南相馬市 帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 6 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	84	事業名	農業基盤整備促進事業 (耳谷用水路) (基金型)	事業番号	(5)-42-6
交付団体	南相馬市		事業実施主体 (直接/間接)	南相馬市 (直接)	
総交付対象事業費	(211,770) 211,770 (千円)		全体事業費	(211,770) 198,358 (千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>南相馬市小高区は、震災以前の水稲作付面積が約 1,230ha であったが、震災後は避難指示区域に指定されたため、平成 23 年度～平成 26 年度は試験田を除いて作付け中止の状況にあった。平成 27 年度からは作付け再開準備区域となり実証栽培が行われ、平成 29 年度からは全量生産出荷管理区域となり、小高区全域の作付制限はなくなった。しかし、地域農業者の帰還が未だに進まず平成 30 年度の水稲作付予定面積は、約 60ha にとどまっている。</p> <p>震災以前は、地域農業者を中心に農業用施設の維持管理は適切に行われていたが、原子力災害による長期にわたる避難の影響によって、維持管理を担う地域農業者が減少し震災以前のような適切な管理ができず、施設の劣化や機能低下が進んでいる。</p> <p>このため、本事業を導入して農業用施設の改修を進めることにより、速やかに営農再開が実現できる状況を構築し、今後営農再開が見込まれる地域農業者の営農再開意欲の向上と住民の帰還促進を図り、地域農業の再建を図る。</p>					
事業概要					
<p>(1) 事業の概要 農業用施設の利用再開のための改修を行い、営農を再開できる環境を整備する。</p> <p>(2) 事業量 農業用施設の改修</p> <p>1) 用水路改修工事 1 路線 (用水路、分水ゲート等)</p> <p>【南相馬市復興総合計画 基本指針 1 地域の特性を見つめなおし、産業と交流がさかんなまちづくり】 P56 基本施策(2) 農林水産業の再興 施策① 農業の再生と復興</p> <p>【事業間流用 令和 6 年 1 月 10 日 第 46 回申請】 工事費に係る入札請差が生じたことから、13,412 千円を本工事費より減額し、(5)-40-27 農地防災事業 (小高区ため池) (基金型) へ事業間流用する。 流用先: (5)-40-27 農地防災事業 (小高区ため池) (基金型) 流用額: 13,412 千円 (国費: 10,059 千円) 【本工事費】 流用後交付対象事業費: 198,358 千円 (国費: 148,768 千円)</p>					
当面の事業概要					
<p><平成 31～32 年度></p> <p>1) 用水路改修工事 1 路線 (L=968m)</p>					

地域の帰還・移住等環境整備との関係
小高区内の営農再開促進・農業復興の加速化には、地域営農にとって重要な農業用施設である用水路等の機能回復が必要であり、当該事業を実施することにより、今後営農再開が見込まれる地域農業者の営農再開意欲の向上、住民の帰還促進及び地域農業を再建し、農業復興の加速化に結びつけるものである。
関連する事業の概要
福島農業基盤復旧再生計画調査（農林水産省東北農政局実施）

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

南相馬市 帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和6年1月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	91	事業名	農地防災事業(小高区ため池)(基金型)	事業番号	(5)-40-27
交付団体	南相馬市	事業実施主体(直接/間接)	南相馬市(直接)		
総交付対象事業費	664,204(千円) 964,204(千円)	全体事業費	664,204(千円) 964,204(千円)		
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>南相馬市小高区は、震災以前の水稻作付面積が約1,230haであったが、震災後は避難指示区域に指定されたため、平成23年度～平成26年度は試験田を除いて作付け中止の状況にあった。平成27年度からは作付け再開準備区域となり実証栽培が行われ、平成29年度からは全量生産出荷管理区域となり、小高区全域の作付制限はなくなった。しかし、地域農業者の帰還が未だに進まず令和4年度の水稲作付予定面積は、約328haにとどまっている。</p> <p>震災以前は、地域農業者を中心に農業用施設の維持管理は適切に行われていたが、原子力災害による長期にわたる避難の影響によって、帰還し維持管理を担う地域農業者が減少し震災以前のような適切な管理ができず、施設の劣化や機能低下が進んでいる。</p> <p>このため、本事業を導入してため池の改修を進めることにより、速やかに営農再開が実現できる状況を構築し、今後営農再開が見込まれる地域農業者の営農再開意欲の向上と住民の帰還促進を図り、地域農業の再建を図る。</p>					
事業概要					
<p>(1) 事業の概要 ため池の利用再開のための改修を行い、営農を再開できる環境を整備する。</p> <p>(2) 事業量 ため池の改修 1) ため池改修工事 N=7箇所(受益面積:65.5ha)【第29回申請】 2) ため池改修工事 N=2箇所(受益面積:8.0ha)【第46回申請】</p> <p>(3) 事業再開理由 当事業は、令和4年度で一旦終了したが住民の帰還に伴い農業者の営農再開意欲が高まり、当地区受益者間で営農再開の見通しがまとまったことから早急にため池を改修し、営農環境を整備する。</p> <p>(4) 市町村計画等 【南相馬市 第三次総合計画】 政策の柱4 産業・しごとづくり・移住定住 7. 農林水産業 施策21 担い手の確保・育成と効率的な産業基盤の整備</p>					
当面の事業概要					
<p><令和2～4年度> 1) ため池改修工事 N=7箇所(受益面積:65.5ha)</p> <p><令和6～7年度> 2) ため池改修工事 N=2箇所(受益面積:8.0ha)</p>					
地域の帰還・移住等環境整備との関係					

小高区内の営農再開促進・農業復興の加速化には、地域営農にとって重要な農業用施設であるため池の機能回復が必要である。当該事業を実施することにより、今後営農再開が見込まれる地域農業者の営農再開意欲の高め、地域農業の再建を図ることで住民の帰還促進及び農業復興の加速化に結びつけるものである。

関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--

(様式 1-3)

南相馬市 帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和6年1月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	125	事業名	農業基盤整備促進事業(大穴地区)	事業番号	(5)-42-9
交付団体	南相馬市		事業実施主体(直接/間接)	南相馬市(直接)	
総交付対象事業費	30,580(千円)		全体事業費	187,080(千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>対象地区が立地する南相馬市小高区では、東京電力福島第一原子力発電所の事故により避難を余儀なくされ、長期間農用地等の適切な維持管理を行うことが出来なかったため、農業用施設の機能低下が進んでおり、営農再開の支障となっている。</p> <p>そのことから、本事業により営農再開に必要な環境整備を行うとともに、担い手の確保、農作業の効率化により農業者の営農意欲を向上させることで、住民の帰還促進及び地域農業の再建を図るものである。</p>					
事業概要					
＜事業概要＞					
<p>長期間農用地や農業用排水施設等を適正に保全管理が出来なかったことから、農用地は表土が流出するとともに、排水不良を起こしている。</p> <p>また、農作業道や農業用排水施設には破損が見受けられ、営農再開に支障をきたしていることから、基盤整備を実施し、担い手に農地を集約することで営農再開につなげることが可能となる。</p>					
＜事業内容＞					
<ul style="list-style-type: none">・測量設計費 【第46回(今回申請分)】 (実施設計 A=4ha, 境界測量 A=3.8ha, 土壌調査 N=1式, 地形図作成 N=1式)・用地費 【第50回(申請予定)】 (農業用施設(農作業道、用排水路)整備に伴う用地取得 一式)・工事費 【第50回(申請予定)】 (農業用施設整備(農道整備、用排水路)一式) (基盤整備(暗渠排水、土層改良(客土)、区画整理)一式)					
＜市町村計画等＞					
【南相馬市 第三次総合計画】					
政策の柱4 産業・しごとづくり・移住定住 7. 農林水産業 施策2-1 担い手の確保・育成と効率的な産業基盤の整備					
当面の事業概要					
＜令和6年度＞					
測量設計一式 30,580千円(第46回申請)					
＜令和7年度＞					
用地費一式(単年度型) 2,000千円(第50回申請予定)					
工事一式(単年度型) 154,500千円(第50回申請予定)					
地域の帰還・移住等環境整備との関係					
<p>本事業により営農再開に必要な環境整備を行うとともに、担い手の確保、農作業の効率化により農業者の営農意欲を向上させることで、住民の帰還促進及び地域の農業復興の加速化に結びつけるものである。</p>					

関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

南相馬市 帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 6 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	126	事業名	農業基盤整備促進事業 (村上福岡地区)	事業番号	(5)-42-10
交付団体	南相馬市		事業実施主体 (直接/間接)	南相馬市 (直接)	
総交付対象事業費	120,000 (千円)		全体事業費	433,200 (千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>南相馬市小高区は、震災以前の水稻作付面積が約 1,230ha であったが、震災後は避難指示区域に指定されたため、平成 23 年度～平成 26 年度は試験田を除いて作付け中止の状況にあった。平成 27 年度からは作付け再開準備区域となり実証栽培が行われ、平成 29 年度からは全量生産出荷管理区域となり、小高区全域の作付制限はなくなった。しかし、地域農業者の帰還が未だに進まず令和 4 年度の水稲作付予定面積は、約 328ha にとどまっている。</p> <p>震災以前は、地域農業者を中心に農業用施設の維持管理は適切に行われていたが、原子力災害による長期にわたる避難の影響によって、維持管理を担う地域農業者が減少し震災以前のような適切な管理ができず、施設の劣化や機能低下が進んでいる。</p> <p>このため、本事業を導入して農業用施設の改修を進めることにより、速やかに営農再開が実現できる状況を構築し、今後営農再開が見込まれる地域農業者の営農再開意欲の向上と住民の帰還促進を図り、地域農業の再建を図る。</p>					
事業概要					
(1) 事業の概要					
農業用施設の利用再開のための改修を行い、営農を再開できる環境を整備する。					
(2) 事業量					
農業用施設の改修					
1) 排水路改修測量設計業務委託 (令和 6 年度)					
3 路線 (排水路 1 号 L=910m、排水路 3 号 L=608m、排水路 4 号 L=700m)					
2) 排水路改修工事 (令和 7 年度)					
3 路線 (排水路 1 号 L=910m、排水路 3 号 L=608m、排水路 4 号 L=700m)					
(3) 事業実施理由					
当地区の上流側では、県営ほ場整備事業 (村上福岡地区) を実施予定し、下流側末端には国営で復旧された排水機場 (村上第一・第二) が在り、営農再開に向けた施設が整備されつつある。					
当地区の排水路は、その中間に位置し、重要な役割を担う農業幹線排水路である。しかしながら、素掘りの土水路であり、土砂堆積、草木繁茂、法面洗堀等により流れが悪く、十分な排水能力が発揮されない状況にある。太陽光発電施設の設置により、ほ場整備地区外となっている当地区を整備することで上流から下流まで一体的な農業排水機能の効果を発揮し、安定的な農業を確保することが期待できる。					
【南相馬市 第三次総合計画】					
政策の柱 4 産業・しごとづくり・移住定住 7. 農林水産業 施策 2 1 担い手の確保・育成と効率的な生産基盤の整備					

当面の事業概要	
<令和6年度> 1) 排水路改修測量設計業務委託【第46回申請】 3路線（排水路1号L=910m、排水路3号L=608m、排水路4号L=700m） 2) 用地買収【第48回申請予定】 <令和7年度> 排水路改修工事【第50回申請予定】 3路線（排水路1号L=910m、排水路3号L=608m、排水路4号L=700m）	
地域の帰還・移住等環境整備との関係	
小高区内の営農再開促進・農業復興の加速化には、地域営農にとって重要な農業用施設である用水路等の機能回復が必要であり、当該事業を実施することにより、今後営農再開が見込まれる地域農業者の営農再開意欲の向上、住民の帰還促進及び地域農業を再建し、農業復興の加速化に結びつけるものである。	
関連する事業の概要	
福島農業基盤復旧再生計画調査（農林水産省東北農政局実施）	

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

南相馬市 帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 6 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	127	事業名	園芸作物集出荷団地用地造成事業（基金型）	事業番号	(5)-43-2-2
交付団体	南相馬市		事業実施主体（直接/間接）	南相馬市（直接）	
総交付対象事業費	715,601（千円）		全体事業費	715,601（千円）	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p><現状></p> <p>南相馬市では、震災後、大きく減少してしまった農業従事者や農産物の取扱量を回復させるため、営農再開に向けた支援策を講じてきた。代表的な作物である水稲については、生産支援により再開率が 60% を超え、集荷・流通支援としてカントリーエレベーターを整備し、更なる生産力の向上に向けて取り組んでいるところである。</p> <p>一方、野菜を中心とする園芸作物については、農業機械の貸与や園芸団地の整備など様々な支援策により、生産力は回復傾向にあるものの、増加した作物に対応するための流通機能の整備が追いついていない。また、既存の流通設備は市内に点在しており、集荷・販売が非効率である。</p> <p>その結果、梱包作業や販路確保等の生産面以外での生産者に対する負担の増加や、鮮度の低下などの問題が生じている。さらに、市内生産者の高齢化が進んでおり、特に高齢者にとってはこれらの負担の影響が大きいため、営農意欲の低下につながっており、生産力の抑制・低下を招いている。</p>					
<p><農業復興に向けた取組></p> <p>上記の問題を解消し、帰還・移住を促すためには、生産者の負担を減らし、地元農産物の価値を高く維持したまま消費者に適切に届けることが可能となる効率的な流通基盤を構築する必要がある。</p> <p>そこで、本事業では、「大規模農家からの集荷と市外への販売を担う集出荷貯蔵施設」「中小規模農業者からの出荷と市内流通を担う卸売市場」「消費者の多様なニーズに合わせた加工を行う農産物加工施設」の 3 施設を一体的に整備し、以下を取り組むことで、生産者の所得・営農意欲が向上しやすい環境を整え、帰還・移住者の増加と営農再開を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none">■生産者の負担を軽減し、農業生産に専念できるような効率の良い集出荷システムを構築する。■流通・販売事業者が「扱いやすい」形態に加工・パッケージする設備を整備する。■鮮度や彩りなどの付加価値を保持したまま届けられるコールドチェーンの仕組みを取り入れる。■H A C C P の考え方を取り入れた衛生管理を行い、地元野菜の付加価値の向上を図る。■各施設が協力して様々な情報の収集・分析・提供を行い、生産者の経営を支援する体制を構築する。■プロックリーやねぎといった主要な品目について、集荷施設と加工施設の連携による規格外野菜などの加工出荷を行い、生産者の所得向上を図る。					
事業概要					
<p>上記目標の達成に向け、以下の施設・設備を整備する。</p> <p><整備内容></p> <ul style="list-style-type: none">・予 定 地：南相馬市原町区上高平字柳町 地内・敷 地 面 積：約 19,253 m²・施設、設備：<ul style="list-style-type: none">(1) 集出荷貯蔵施設（約 4,300 m²） <p>大口ロットの農産物を集荷し、出荷規格を統一することで、価値を向上させる。また、主に市外へ</p>					

流通させることで、南相馬市の農業を発信し、知名度の向上を図る。

- ・導入設備：ブロッコリー用製氷機・選別設備、ねぎ選別設備、花き選別設備、予冷库4室 等
- ・取扱品目：ブロッコリー、ねぎ、小菊 等
- ・目標取扱量：3,151 t

(2) 卸売市場 (約 1,500 m²)

小ロットの農産物から集荷対応し、競り等を通じて市内小売店へ販売することで、地元農産物の消費推進・拡大を図る。地域密着型の利点を生かし、消費者ニーズへの素早い対応や地元野菜の情報発信によって消費量を拡大し、市場を活性化させる。これにより、生産者の生産意欲の向上や販売先の増加を図り、農業の活性化を狙う。

- ・導入設備：集荷物管理用自動倉庫、梱包設備、製氷機、強冷冷蔵庫 等
- ・取扱品目：野菜、果物全般
- ・目標取扱量：2,800 t (うち、地物 1,400t)

(3) 農産物加工施設 (約 850 m²)

園芸作物の消費量が減少する中で、カット、パウダー、フリーズドライといった加工が可能な設備を整備し、増加する加工野菜の需要に対応することで販路の拡大を目指す。また、集出荷貯蔵施設、卸売市場と連携し、効率的な仕入れや規格外などの理由で販売価格の低い野菜を受け入れ加工販売することで、生産者の収入の増加を目指す。

- ・導入設備：野菜加工設備、冷蔵・冷凍室、残さ処理設備 等
- ・取扱品目：野菜全般
- ・目標取扱量：460t

<市町村計画等>

【南相馬市第三次総合計画】

政策の柱 4 産業・仕事づくり・移住定住

7 農林水産業

施策②戦略的な生産と需要を創出する流通・販売の推進

当面の事業概要

<令和4年度> 実施設計 29,777 千円 (第41回申請)

<令和6～7年度> 造成工事 (基金型) 715,601 千円 (第46回申請)

地域の帰還・移住等環境整備との関係

南相馬市に拠点を持つ企業と連携し、既存の利用者の意見・要望を踏まえた上で、消費者ニーズに対応した高品質で高付加価値な農作物の集約的な集出荷を可能とする流通・加工機能を備えた設備を整備することで、生産者の労力・経済的負担の軽減、農作物の付加価値の向上、効率的で利便性の高い物流システムの構築及び消費者への情報発信を図り、南相馬市地域の農業の魅力を向上させる。

生産・消費を拡大させ、魅力的な農業経営としての南相馬市地域を知ってもらい、帰還者による営農再開を増やすだけでなく、農業に関心を持つ人の移住・新規就農がしやすい環境を整える。

関連する事業の概要

○基幹事業 第41回、第47回

建設実施設計等 104,813 千円 (第41回申請)

建築工事費用等 6,240,030 千円 (第47回申請予定)

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号 (5)-43-52

事業名 被災地域農業復興総合支援事業 (園芸作物集出荷団地) 南相馬市

交付団体	福島県
基幹事業との関連性	
南相馬市における農業者の経営安定化や所得・営農意欲が向上しやすい環境を整え、帰還・移住者の促進を目指して整備する園芸作物集出荷団地（集出荷貯蔵施設・卸売市場・農産物加工施設）の用地を造成する。	